

三重県高等学校等修学奨学金返還金未収金回収業務委託に関する質問及び回答

〈質問1〉（再掲。1月24日公告済。）

企画提案コンペ仕様書の11「契約における留意事項」(6)について、現状、入金者より希望があった場合に領収書の発行をしています。それ以外もすべてでしょうか。

〈回答1〉

入金者の希望の有無にかかわらず、入金者に領収書を発行してください。

〈質問2〉

・仕様書2(2)ア、5(2)、11(9)について

債権総数の約200件、各年度追加債権総数の約100件のカウント方法を教示してください。

①借受人Aの連帯保証人Bがいる。ABとも委託の場合は1件とカウント

②借受人Aの法定代理人Bと連帯保証人Cがいる。ABCとも委託の場合は3件とカウント

仮に②を前提として約200件を想定されている場合、借受人総数を教示してください。

〈回答2〉

カウント方法は①（借受人Aの連帯保証人Bがいる。ABとも委託の場合は1件とカウント）です。

〈質問3〉

・仕様書2(2)ア 参考回収実績（平均） 33.44%について

①前受託者による実回収実績のみで計算されていますでしょうか。

②前受託者による分納中の債務者について継続して次期受託者に委託されるのでしょうか。

〈回答3〉

①参考回収実績は、前受託者による実回収実績のみで計算しており、平成27年度から平成29年度の年度別実績の合計から算出したものです。

②お見込みのとおりです。

〈質問4〉

・仕様書5（2）について（債権総数と追加委託債権の考え方）

平成31年度の場合、約200件（1,600万円）+追加委託100件（800万円）となり、約300件（2,400万円）の委託となる予定である（受託者と協議のうえ）。

平成32年度は新たに100件（800万円）を追加見込み予定。この解釈で正しいでしょうか。

〈回答4〉

お見込みのとおりです。

なお、委託債権の件数及び金額は見込みですので、変動する可能性があります。

〈質問5〉

・委託予定債権について

①前受託者から継続して委託される債権の件数と金額を教示してください。

②過去一度も委託していない新規債務者の委託予定件数を教示してください。

③追加委託予定となる債権も含めて、文書返戻割合、電話による交渉可能割合もあわせて教示してください。

〈回答5〉

①170件、1,450万円程度を見込んでいます。

②25件、190万円程度を見込んでいます。

③現時点で委託の要件を満たしている債権204件、578人のうち、文書返戻者は31人（約5.36%）、電話不通者は92人（約15.92%）です。これは、現時点で把握しているもののみを計上しているため、実際には、文書返戻者及び電話不通者の人数は多い可能性があります。

なお、①～③は現時点での見込みですので、実際に委託する債権の状況と異なる場合があります。

〈質問6〉

- ・仕様書10(1)について

契約保証金の免除についての判断とその回答はいつ頃を想定していますか。仮に契約締結時であれば、その旨契約書に盛り込んでもらえますか。

〈回答6〉

選定結果通知後、最優秀提案者から必要書類を提出いただき、契約保証金免除の可否を判断します。契約保証金免除の可否は契約締結時にお知らせします。契約書には契約保証金額又は契約保証金が免除である旨の条項を盛り込みます。

〈質問7〉

- ・仕様書11(2)について

県への回収金の納付は銀行振込で対応可能でしょうか。それとも県の納付書を使用して納付でしょうか。仮に納付書対応となった場合、期日延長は可能でしょうか。

県外法人は翌月10日までに回収金を三重県に納付とありますが、仮に10日が金融機関の休業日の場合は前営業日までに納付する旨を契約書に盛り込んでいただけますか。

〈回答7〉

県外法人の場合は、原則として回収金を納付書により翌月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日。期日延長はできません。）までに指定金融機関に払い込む必要があります。

上記により難しい場合は、別途協議のうえ対応します。

上記を踏まえ、具体的な入金方法については、契約書の条項に盛り込みます。

〈質問8〉

- ・仕様書11(6)及び〈質問1〉とその回答について

入金者に対し領収書（受取証書）を交付する指示がありますが、仮に入金者が不明の場合はどのように対応したらよいでしょうか。

（例）契約当事者でない家族が契約当事者名にて銀行振込した場合など

〈回答8〉

契約当事者でない家族が契約当事者名で銀行振込した場合は、納入義務者（契約

当事者) に対し領収書を発行してください。

〈質問 9〉

- ・仕様書 11 (8) について
毎月提出する「交渉記録」はデータでの提供は可能ですか。

〈回答 9〉

データでの提供は可能です。

〈質問 10〉

- ・辞退について
仮に資格審査の結果、企画提案コンペに参加の連絡をいただいたとしても、辞退することは可能でしょうか。

〈回答 10〉

辞退することは可能です。その場合、辞退届（任意様式。申請者の押印要。）の提出をお願いします。